

(削る)

(削る)

③・④ (略)

⑦ (略)

⑤ 特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算について
2の⑧を準用する。

⑥ 注7の取扱い
2の⑨④を準用する。

⑦ 注8の取扱い
2の⑩を準用する。

⑪～⑭ (略)

⑫ 認知症加算について
小規模多機能型居宅介護と同様であるので、5⑩を参照すること。

⑬ 認知症行動・心理症状緊急対応加算について
5⑪を準用する。

⑭ 若年性認知症利用者受入加算について
3の2⑩を準用する。

⑮ 栄養アセスメント加算について
3の2⑪を準用する。

⑯ 栄養改善加算について
3の2⑫を準用する。

⑰ 口腔・栄養スクリーニング加算について
3の2⑬を準用する。

⑱ 口腔機能向上加算について
3の2⑭を準用する。

⑲ 退院時共同指導加算について

ロ 訪問サービス

1回の訪問を1回のサービス提供として算定すること。なお、看護小規模多機能型居宅介護の訪問サービスは身体介護に限られないため、登録者宅を訪問して見守りの意味で声かけ等を行った場合でも、訪問サービスの回数に含めて差し支えない。また、訪問サービスには訪問看護サービスも含まれるものである。

ハ 宿泊サービス

宿泊サービスについては、1泊を1回として算定すること。ただし、通いサービスに引き続いて宿泊サービスを行う場合は、それぞれを1回とし、計2回として算定すること。

②・③ (略)

④ (略)

⑤ 特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算について
2の⑤を準用する。

⑥ 注7の取扱い
2の⑥④を準用する。

⑦ 注8の取扱い
2の⑦を準用する。

⑧～⑪ (略)

⑫ 認知症加算について
小規模多機能型居宅介護と同様であるので、5⑦を参照すること。

⑬ 認知症行動・心理症状緊急対応加算について
5⑧を準用する。

⑭ 若年性認知症利用者受入加算について
3の2⑭を準用する。

⑮ 栄養アセスメント加算について
3の2⑮を準用する。

⑯ 栄養改善加算について
3の2⑯を準用する。

⑰ 口腔・栄養スクリーニング加算について
3の2⑰を準用する。

⑱ 口腔機能向上加算について
3の2⑱を準用する。

⑲ 退院時共同指導加算について